

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、主務省令等に基づく児童手当・特例給付(以下「児童手当等」という。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。 認定請求者(受給者)から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の事務。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 公金受取口座情報の照会を行う。 ※令和6年10月に制度改正があり特例給付は廃止されたが、所得更正等で遡って特例給付として認定される場合や返還金算出の際に特例給付として計上する場合等事務でまだ取り扱っているため「特定給付」の表記は削除しない。
③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、Logoフォーム

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の81の項
--------	-----------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、76、125、141、161) (命令における情報照会の根拠) 106、107の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部 管理課
②所属長の役職名	子ども家庭部管理課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和元年5月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和元年5月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ①部署	子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども家庭部管理課長	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイル の取扱に関する問い合わせ	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・ 手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係	事後	組織改正
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築 後の運用開始を予定している令和3年1月から となるため、新規に評価書を作成しています。こ のため、令和2年12月末までは、現行評価書に よる運用となります。	-	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和4年3月18日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	法令改正による修正
令和4年3月18日	I 1③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、中間 サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、 サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳 ネットワークシステム	児童手当システム、福祉共通システム、中間 サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、 サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳 ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシ ステム	事後	定型業務の効率化を目的とし たシステム導入による
令和4年3月18日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和5年4月17日	I 関連情報 1. ②事務の概要	(追加)	公金受取口座情報の照会を行う。	事後	
令和5年4月17日	I 関連情報 2. ③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、中間 サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、 サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳 ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OC Rシステム	児童手当システム、福祉共通システム、中間 サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、 サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳 ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OC Rシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電 子申請機能)、マイナポータル申請管理	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年1月24日	I 関連情報 2. ③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	児童手当システム、福祉共通システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	事後	自己点検
令和6年1月24日	II しきい値判断 1. 対象人数	2022/12/7	2024/1/23	事後	自己点検
令和6年1月24日	II 2. 取扱者数	2022/12/7	2024/1/23	事後	自己点検
令和6年6月20日	I 関連情報 2. ③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	児童手当システム、福祉共通システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、RPAシステム、AI-OCRシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、Logoフォーム	事前	
令和7年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条別表第1項 別表第1の56の項	番号法 第9条第1項 別表の81の項	事後	法改正
令和7年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、87) (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161) (命令における情報照会の根拠) 106、107の項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	I 関連情報 1. ①事務の概要	(追加)	※令和6年10月に制度改正があり特例給付は廃止されたが、所得更正等で遡って特例給付として認定される場合や返還金算出の際に特例給付として計上する場合等事務でまだ取り扱っているため「特定給付」の表記は削除しない。	事後	自己点検
令和7年2月20日	II しきい値判断 1. 対象人数	2024/1/23	2025/2/20	事後	自己点検
令和7年2月20日	II 2. 取扱者数	2024/1/23	2025/2/20	事後	自己点検
令和7年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバーを利用して照会をかけるためには、情報管理課まで書類を運ぶ必要がある。人為的ミスとして紛失等が懸念されるため、必ずバッグにしまい移動中の紛失がないように注意している。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、4情報による住基ネット照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・本人情報が記載された申請書等の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	自己点検
令和8年2月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161)	(命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、76、125、141、161)	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和7年2月20日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和7年2月20日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	自己点検